

体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票（保護者用）

学校名	学校	
	年 組	

記入年月日	
保護者氏名	
児童生徒氏名	

— 体罰とは（文部科学省の通知より） —	
<p><体罰になるもの></p> <p>（例）○身体に対する侵害を内容とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頬を平手打ちする ・足で踏みつける など <p>○肉体的苦痛を与えるようなもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間室外に出ることを許さない ・長時間正座の姿勢を保持させる など 	<p><体罰にならないもの></p> <p>（例）○認められる懲戒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等に教室に残留させる ・授業中、教室内に起立させる ・学習課題や清掃活動を課す ・学校当番を多く割り当てる ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる など <p>○正当な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 ・暴力行為を制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使 など

— 暴言等不適切な指導とは —	
<p><暴言等不適切な指導になるもの></p> <p>（例）○身体や容姿に係る発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人格否定的な発言 <ul style="list-style-type: none"> ・人格等を侮辱したり否定したりするようなもの ○感情にまかせた発言 ○威圧的な言動、嫌がらせ、その他教育的配慮を欠いた指導 	

いつ頃、どこで、何の時間に、だれが、何先生に、どんなことをされたか、簡単に記入してください。

いつ頃…

どこで…

何の時間に…

だれが…

何先生に…

どんなことをされた…

<p><相談票の提出方法> （提出は任意です。相談は、随時お受けいたします。）</p> <p>○今年度（令和6年4月から令和7年3月まで）について御相談ください。</p> <p>【例1】封筒に入れ厳封の上、学級担任又は管理職に提出してください。</p> <p>【例2】学校あてに郵送、または学校の郵便受けに投函してください。</p> <p>※提出された相談票は、最初に校長が内容を確認します。</p> <p>※学校への提出を望まない場合は、教育委員会への提出も可能です。</p> <p>【教育委員会・送付先】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 教育委員会教職員人事課あて 持参または郵送願います。その際、連絡先（電話）を上欄外にご記入ください。</p>
--

※ 体罰・暴言等不適切な指導か否かは、指導上の必要性、程度、状況など、個々の事案ごとに総合的に考え判断します。

※ 本相談の内容について、後ほど詳しくお話を聞く場合があります。

※ 相談票は、原則として記名式とします。プライバシーは必ず守りますので御理解ください。